（第三面）

5　産業振興促進計画の目標

6　計画区域における産業の振興を促進する上での課題

7　鹿児島県、関係市町村、関係団体、民間事業者その他の者との適切な役割分担及び連携に関する事項

注　５から７までに掲げる事項については、記載するよう努めること。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

別記第二号様式（第四条関係）

産業振興促進計画変更認定申請書

年　　月　　日

総 務 大 臣
農林水産大臣　殿
国土交通大臣

奄美群島市町村の長の氏名　　印

年　　月　　日付けで認定を受けた産業振興促進計画について下記のとおり変更したいので、奄美群島振興開発特別措置法（昭和２９年法律第１８９号）第１３条第１項の規定に基づき、認定を申請します。

記

1　変更事項

変　更　前	変　更　後

2　変更事項の内容

変　更　前	変　更　後

注１　氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

注２　変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載してください。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

○外務省令第十二号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十二号）第十九条第二項の規定に基づき、研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日　　外務大臣　岸田　文雄

研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令

研修員手当の号の適用に関する規則（昭和四十四年外務省令第八号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。